

「徳島県立学びの多様化学校（仮称）」設置事業
要求水準書

令和7年10月9日

徳島県教育委員会
いじめ・不登校対策課

目 次

1	事 業 名	1
2	事業場所	1
3	業務内容	1
4	施設の概要	2
5	添付資料	6

1 事業名 「徳島県立学びの多様化学校（仮称）」設置事業

2 事業場所

- (1) 所在地 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島748番地
(国立大学法人鳴門教育大学キャンパス敷地内)
別添資料(1) 参照

- (2) 用地面積 約3,500㎡

(3) 法的規制

- ① 都市計画区域 区域内
- ② 用途地域 第一種中高層住居専用地域
- ③ 建ぺい率 60%
- ④ 容積率 200%
- ⑤ 防火地域 指定無し
- ⑥ 特別用途地区 指定無し
- ⑦ その他地域地区 建築基準法第22条, 第23条区域内
- ⑧ 道路(西側) 鳴門市道3095(高島中島山路線) 幅員約16m
- ⑨ 行政庁の指導要綱 土壌汚染対策法に基づく届出等

3 業務内容

- (1) 設計に関する業務
- ・ 学びの多様化学校設置に係る実施設計
 - ・ 基本条件については、「4 施設の概要」を確認すること
- (2) 施工に関する業務
- ・ 建築工事、電気設備工事、機械設備工事(給排水衛生設備、空調調和設備等)、外構工事等、学びの多様化学校設置に係る全ての工事
 - ・ 建築用地の立木及び既存工作物の撤去、モニュメント移設、造成工事を含む
- (3) 工事監理に関する業務
- ・ 建築工事、電気設備工事、機械設備工事(給排水衛生設備、空調調和設備等)、外構工事等、学びの多様化学校設置に係る全ての工事監理
- (4) 近隣対応に関する業務
- ・ 近隣住民への計画説明、調整
 - ・ 建築に伴う近隣対応
- (5) その他の業務
- ・ 敷地周辺の供給処理施設(電気、電話、ガス、上下水道等)調査及び諸官庁協議・申請

- ・関係法令等の申請、許認可手続（建築基準法、消防法、都市計画法等）

（６） 業務実施に係る留意事項

- ① 建設方法やコスト、工期については適正のものとすること。
- ② ボーリング調査は県の許可を得た上で実施するものとし、その費用については事業者の負担とする。また、調査の結果により計画の見直しが必要となった場合についても、企画提案書提出時の見積金額を超えてはならない。
- ③ 県及び関係機関との打合せ事項を記録し、文書で県へ提出すること。
- ④ 県と十分に協議を行いながら業務を実施し、業務の進捗状況に応じて、適宜、中間報告を行うこと。また、関係機関への申請及び申出に係る協議、手続等については、事前に県の確認を受けた上で行うこと。
- ⑤ 県が関係機関等に対して行う説明等に係る資料作成への協力を行うこと。
- ⑥ 関係機関と十分に協議を行った上で、工事を実施すること。
- ⑦ 関係法令等を遵守し、近隣及び学校の教育活動に対する騒音、振動、塵埃等の影響を最小限にとどめるように対策を講じること。また、近隣に対しては事前に説明等を行うこと。
- ⑧ 周辺地域の交通渋滞への配慮や敷地内の安全を確保するため、交通誘導員を適切に配置すること。特に工事車両の出入りについては、生徒及び学校関係者の安全に十分配慮すること。
- ⑨ やむを得ない理由で補償問題等が生じた場合は、事業者が誠意をもって解決にあたり、事業の円滑な実施に努めること。
- ⑩ 周辺の施設等に損傷を与えた場合は、当該施設の所有者並びに県と協議の上、事業者の負担によって現況に復旧すること。
- ⑪ 工期が延長するおそれが生じた場合は、賃借開始日の延長について県の承認を受けること。災害、新型ウイルス等の感染症、建築資材の供給不足等を含む不可抗力による場合を除き、賃借開始日までに県へ賃借することができない場合は、事業者が県へ損害金を支払うこと。
- ⑫ 工期中に他の設備への工事等が必要になる場合は、工程会議において協議するとともに工程等について配慮・協力すること。
- ⑬ 「別添業務仕様書」を参照すること。

4 施設の概要

（１） 基本条件

- ・建物の機能は学校とし、受け入れ可能人数は60名程度とする。
- ・建物の構造は指定しないが、延べ床面積1,000㎡程度とする。
- ・地質調査は事業者が行うこと。
- ・既設大学施設との関連や調和を考慮したデザインとする。
- ・廊下、階段等の内装材は、傷がつきにくく、清掃が容易な素材とする。
- ・ユニバーサルデザインに配慮した、誰もが使いやすい施設とする。
- ・「徳島県県有施設総合耐震計画基準」に基づく耐震安全性の分類として、構造体：Ⅱ類、建築非構造部材：A類、建築設備：乙類以上の耐震性能を有す

る計画とする。

- ・給湯、空調設備については、経費が過大とならない提案とする。
- ・排水については、個別に合併処理浄化槽を設置する。
- ・空調設備は、全ての室に設置すること。
- ・各教室にCat 6以上のLANケーブル用空配管を敷設し、壁面にRJ-45端子を2口以上設置すること。
- ・地上デジタル放送対応のTV用空配管（同軸ケーブル）を敷設し、TV端子を1口設置すること。
- ・ICT活用を見据え、必要に応じてHDMI等の映像端子用空配管の敷設を検討すること。
- ・外部空間の利用は、ゴミ置場、キュービクル式高圧受電設備（必要に応じて設置）・プロパンガス庫・給湯器・空調室外機等の設置場所、浄化槽及び排水経路、避難経路等を考慮する。
- ・駐車場については、15台分程度設けること。障がい者等用の駐車場2台分は、校舎にアクセスしやすい位置に整備すること。
- ・外構計画は、敷地内の既存樹木を活用するとともに、生徒同士の交流が促進されるような空間を提案すること。
- ・「別添 モデルプラン」は、提案の方向性を示す参考資料であり、必ずしも最終仕様を拘束するものではない。
- ・「学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置に向けて【手引き】（令和6年2月改定 文部科学省）」を参考にしながら、不登校生徒に配慮した施設になるよう工夫すること。

（２） 諸室構成及び条件

主な諸室構成及び条件は、以下のとおりとする。なお、諸室の面積は必要最小限の面積とし、数値を記載していない室については、事業者の提案によることとする。

① 男女別部分

ア 更衣室

- ・1室あたり16㎡程度とする。
- ・定員は5名程度とする。

イ 洗面・便所

- ・洗面・便所は、ともに乾式床とする。
- ・洗面は便所スペースと分け、自動水栓とする。
- ・各階に設置する。
- ・男子小3、洋2程度
- ・女子洋5程度

② 共用部分

ア バリアフリートイレ

- ・各階に1つずつ設置する。
- ・車椅子にも対応できるようにする。
- ・オストメイト対応トイレにする。

イ 普通教室

- ・3部屋設置する。
- ・1室あたり45㎡以上とする。
- ・20名程度が使用する。

ウ フリースペース

- ・120㎡以上の広間にする。
- ・床材としてカーペット調の素材を使用する。
- ・両サイドに棚を設け、本などを収納できるようにする。

エ 特別教室1

- ・45㎡程度とする。
- ・美術等で使用する手洗い場を設置する。

オ 特別教室2

- ・60㎡程度とする。
- ・調理実習用机（コンロ、シンク一体型）を3台設置すること。
- ・調理実習用机は被服台としても使用できるものとし、被服と調理の一体的利用を可能とすること。
- ・衛生や換気に十分配慮した計画とすること。
- ・災害時に使用できるような配置、設備とすること。調理台のコンロはガスとすること。

カ 会議室

- ・42㎡程度とする。

キ 保健室

- ・30㎡程度とする。
- ・手洗い場、洗濯機を設置する。
- ・

ク 静養室

- ・30㎡程度とする。

ケ 自主活動室

- ・45㎡程度とする。

コ 倉庫

- ・倉庫は、十分な容量を確保することとし、各階に配置する。

サ 相談室

- ・1室8㎡程度とし、3室設置する。

シ エレベーター

- ・定員6名程度の乗用エレベーター1基を設置する。
- ・車イス利用者用を前提とし、配置すること。

③ 管理部分

ア スタッフルーム

- ・70㎡程度とする。
- ・玄関から目の届く位置に配置する。
- ・防犯カメラシステム、館内放送設備、火災受信機等を備える。
- ・給湯スペースを設けること。

(3) 留意事項

① 安全・安心で快適な学校生活の確保

- ・不登校生徒に配慮し、安全・安心に生活できる施設とすること。
- ・スタッフルームからの確認が可能な防犯カメラシステムを配置すること。

② 省エネ対策

- ・国の「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等の在り方・進め方（令和3年8月、国交省・経産省・環境省）」や「徳島県版・脱炭素ロードマップ（令和4年3月）」に基づき、ZEB基準の省エネ性能を確保するとともに、太陽光発電設備の設置を検討すること。
- ・経済性や維持管理、更新性に優れた材料や設備を採用するなど、ライフサイクルコストの低減を図ること。

③ 既存学校施設等に対する配慮

- ・大学施設利用者からの視線に配慮し、校舎のプライバシー確保に配慮すること。

5 添付資料

(1) 別添業務仕様書

(2) 敷地の現況図

(3) 徳島県立学びの多様化学校整備事業関係図面

(4) モデルプラン